



OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.38 | 2026年3月

お客さま用資料

Contents

P.2 : サステナ開示を負担から成長ドライバーへ

-SSBJ基準が目指すものとは-

P.9 : SDGs/ESGニュース

岡三証券株式会社

サステナ開示を負担から成長ドライバーへ

-SSBJ基準が目指すものとは-

Keypoints

- SSBJ基準開示の義務化に向けた準備の本格化
- 金融庁による制度設計の方向性は定まるものの、細かい論点は検討段階
- 企業の課題は「サステナビリティ情報と財務情報の繋がり」か

1.はじめに

2026年は、サステナビリティに取り組む企業の実行力とコミットメントを試される一年となるだろう。日本初のサステナビリティ開示基準であるSSBJ基準¹に基づき、サステナビリティに関する財務情報の開示が2027年3月期から順次義務化されるためだ。対象企業は2026年度からデータ収集をはじめ、翌年度の開示に向けた準備を本格化させる。すなわち、4月からSSBJ基準に基づく開示対応が事実上始動することになる。

サステナビリティ情報の開示義務化が進む中で、負担の増加に頭を抱える企業担当者や経営者は少なくないだろう。しかし、SSBJ基準は“負担”として捉えるのではなく、その本質を理解し使いこなすことができれば、企業を次の成長ステージへ押し上げる強力な“ドライバー”となる。そこで本稿では、2025年3月に公表されたSSBJ基準の全体像とその最新論点を整理したうえで、企業価値向上のために効果的な開示について考察する。

なお、前号(Vol.37)では国際的なサステナビリティ情報開示基準の一つであるGRIスタンダードを概説した。同じサステナビリティ開示基準という枠組みに属するものの、SSBJ基準とGRIスタンダードではその使用目的や対象組織、開示範囲など様々な点で異なる特性を持つ。ぜひ前号と併せて読まれることで、サステナビリティ情報開示への一層の理解促進にご活用いただきたい。

¹本稿では、2025年3月5日にサステナビリティ基準委員会によって公表された以下3つの基準を総称して「SSBJ基準」とする

1. サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
2. サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
3. サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

2.SSBJ基準の概要

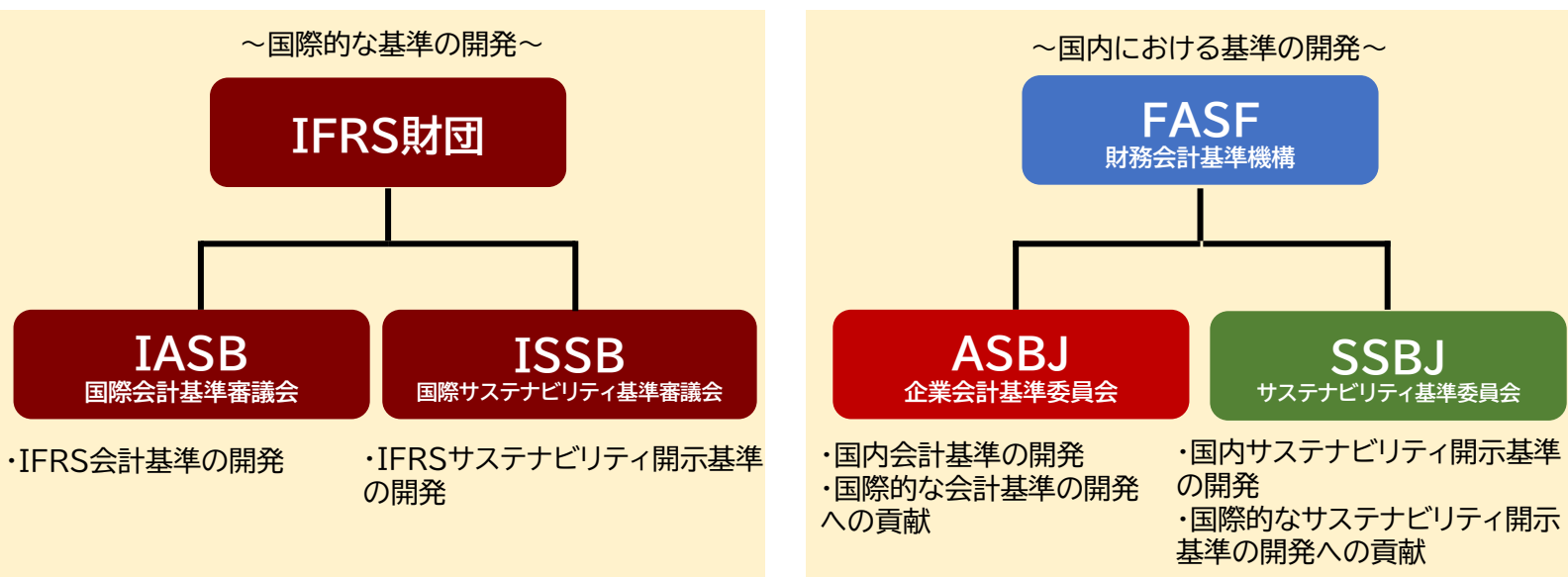
2-1 SSBJの成り立ち

SSBJ基準は、サステナビリティ基準委員会(以下「SSBJ」)によって開発された、日本国内でのみ利用可能なサステナビリティ開示基準である。SSBJは、国際的なサステナビリティ開示基準の開発を目的とする国際サステナビリティ基準審議会(以下「ISSB」)が2021年11月に設立されたことを受け、公益財団法人財務会計基準機構(以下「FASF」)内に、2022年7月に設立された。

ISSBが設立された背景には、サステナビリティが投資判断に重要な役割を持つようになる中で、サステナビリティのリスクと機会に関する情報を企業間で比較可能な形で提供するよう求める声が高まっていたことがある。開示の効率を重視し、必要な情報を的確に届けることで企業と投資家双方の負担を減らすように基準は策定された。

また、ISSBはグローバル・ベースラインとなるようなサステナビリティ基準の開発を目指し、基準同士の相互運用可能性を高めている。これに応えるように、SSBJ基準はIFRSサステナビリティ開示基準(以下「ISSB基準」)と整合性のあるものとなっている。

図表2-1 SSBJ関連機関の構造

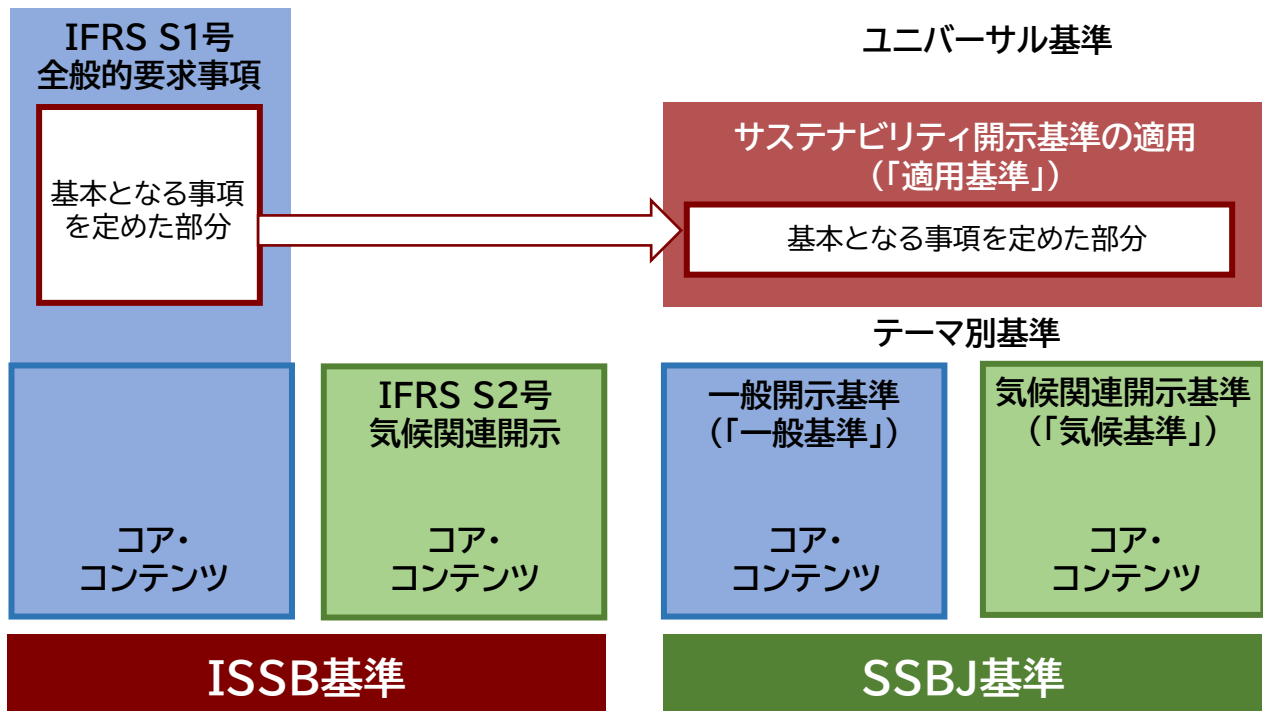


出所:金融庁 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループの資料より岡三証券作成

2-2 SSBJ基準の構成

次に、SSBJ基準の構成をご紹介します。SSBJ基準は、「サステナビリティ開示基準の適用」(以下「適用基準」)、テーマ別の開示基準である「一般開示基準」(以下「一般基準」)と「気候関連開示基準」(以下「気候基準」)の3つで構成されている(次項、図表2-2)。特徴的な点として、ISSB基準では「IFRS S1号」に該当する部分が、SSBJ基準ではわかりやすさを重視するため2つに分かれている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項(いわゆる「コア・コンテンツ」)はSSBJ基準では一般基準に位置づけられた。またサステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本となる事項を定めた部分は適用基準として定められている。

図表2-2 ISSB基準とSSBJ基準の構成



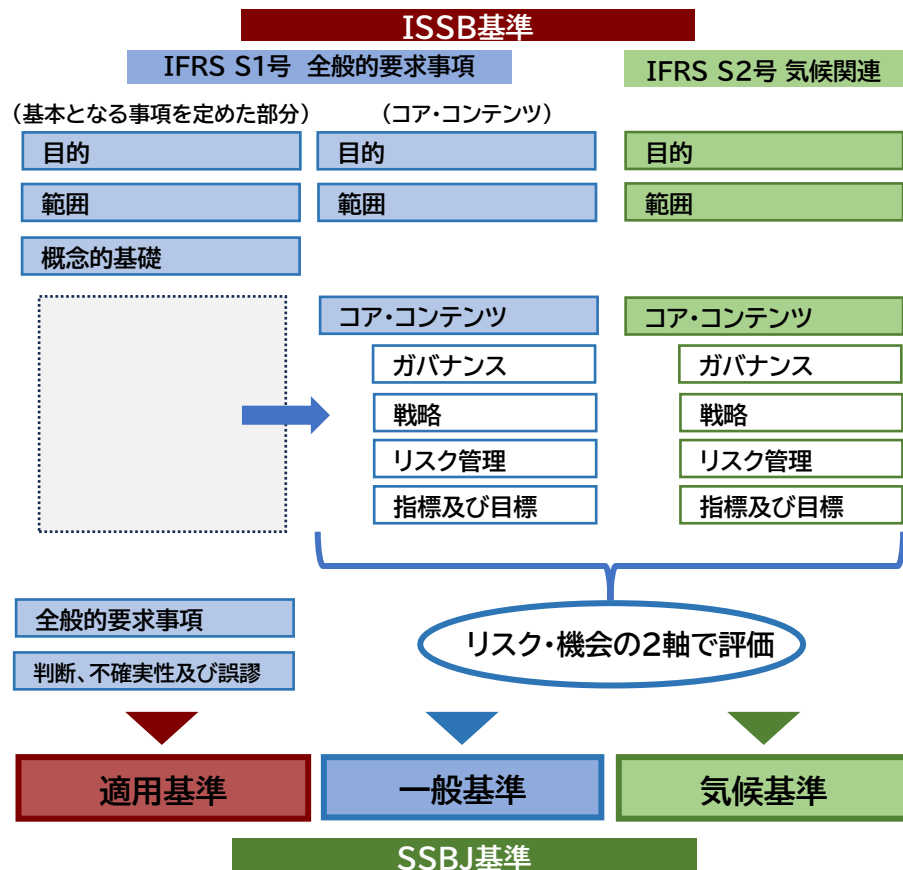
出所:サステナビリティ基準委員会「公表にあたって」より岡三証券作成

2-3 SSBJ基準の開示項目

一般基準・気候基準の「コア・コンテンツ」は共通して①ガバナンス②戦略③リスク管理④指標及び目標の4項目で構成されている(図表2-3)。企業はサステナビリティ情報を開示する際、この4つの枠組みに沿って整理し、項目ごとに情報を提示することが求められる。

さらに開示内容は、「リスク」と「機会」の両面から示す必要がある。一般基準には「企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示すること」が目的の中に明記されている。4つのコア・コンテンツの各項目について、可能な限りリスクと機会を区別して開示することが望ましいだろう。

図表2-3 SSBJ基準およびISSB基準の開示項目



出所:サステナビリティ基準委員会「SSBJ基準の概要」より岡三証券作成

3.SSBJ基準に係る法整備上の最新論点

3-1 SSBJ基準の適用開始時期について

図表3-1 SSBJ基準適用のロードマップ



出所:金融庁「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告 概要」より抜粋

前章ではSSBJ基準の大まかな成り立ちやその構成について説明した。これに対し、本章では同基準の導入に際し金融庁が進めている法整備の状況を踏まえ、最新の論点を整理する。

まず押さえておきたいのは、SSBJ基準による開示および開示した情報の保証の適用開始時期である。金融庁によるSSBJ基準適用のロードマップ(上図)では、時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期、1兆円以上3兆円未満の企業は28年3月期、時価総額5千億円以上1兆円未満の企業は2029年3月期、と時価総額が大きい順に順次開示が義務化されていく仕組みとなっている。

この際に参照される時価総額の算出方法については、前期末からさかのぼって過去5事業年度の末日における時価総額の平均値とすることが妥当とされている(上場後5年未満の企業は、経過した各事業年度末における時価総額の平均値)。さらに、開示したサステナビリティ情報の信頼性を確保するための第三者保証に関しては、SSBJ基準での開示義務化の翌年度から順次義務化される予定だ。

また、企業側の負担に配慮し、経過措置として開示義務化から二年間は「二段階開示」が設けられる。まず有価証券報告書での開示(1段階目)では従来の開示を行い、翌事業年度の半期報告書の提出期限までに、訂正報告書を通じてSSBJ基準に準拠した開示(2段階目)を行うことが認められる。

一方、時価総額5,000億円未満の企業へのSSBJ基準準拠での開示義務化については引き続き検討段階にある。金融庁は、プライム上場企業全体へのサステナビリティ情報の開示・第三者保証を広げることに対して「国内資本市場の公正性・透明性の一層の向上に向けて重要な課題である。」と位置付けており、今後も前向きに導入が検討される見通しだ。

3-2 サステナビリティ情報の第三者保証について

適用時期の論点と並び、金融庁で議論の対象となっているのが、サステナビリティ情報の第三者保証のあり方である。SSBJ基準では、「企業の将来のキャッシュ・フローに影響を与えると合理的に見込み得る、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報」の開示が求められている。SSBJ基準で開示されるサステナビリティ情報は従来の有価証券報告書による財務情報と同様、投資家の投資判断にとって重要な要素であり、その信頼性を担保することが必要である。

一方、第三者保証義務化を導入するにあたって課題も多い。例えば、サステナビリティ情報は財務情報と比較して本質的に定性的であるとの指摘や、組織が二酸化炭素削減目標などターゲットを設定するため将来を予測した長期的なものになるとの意見がある。こうした中でサステナビリティ情報の保証の質を保ちつつ、企業や保証業務実施者に過度な負担をかけないよう、保証義務化2年間は限定的な保証を認めるなど、段階的な措置によって第三者保証による企業負担を軽減し、積極的な開示を促進するための制度設計がなされている。

保証業務実施者についても議論が進む。現在、金融庁では公認会計士に限定しない登録制を軸に、ISSA5000やIESSAといった国際基準と整合性を持たせた制度とする方向で検討が進められている。これは、情報の信頼性を担保したうえでグローバルに活躍する企業への過度な負担を避けつつ、将来的にサステナビリティ情報の開示や保証対象がプライム市場全体へ広がった場合でも、十分な保証業務実施者を確保できる体制を整える狙いがあるとみられる。その他第三者保証に関する論点は以下の通り。(図表3-2)

図表3-2 サステナビリティ情報の第三者保証にかかる主な論点

主な論点	ステークホルダー	概要	目的
保証範囲	企業 保証業務実施者	✓保証義務化から2年間はScope1,2やガバナンス及びリスク管理 に対する第三者保証を義務付ける	✓企業の負担軽減
保証基準	企業 保証業務実施者	✓ISSA5000、IESSAなどの国際基準と整合的な基準を策定	✓グローバルに活躍する企業の負担軽減
登録要件	保証業務実施者	✓業務執行責任者の設置 ✓品質管理部門の設置など業務体制の整備 ✓将来的な財務・サステナビリティ領域の専門性をカバーする資格試験の導入 ✓必ずしも公認会計士資格を要さない制度設計	✓保証業務の品質確保 ✓将来にわたる保証業務実施者の確保
行為規制	保証業務実施者 金融庁	✓守秘義務 ✓サステナビリティ情報の作成業務を提供した企業に対する保証業務の禁止 ✓業務執行責任者のローテーション ✓検査、監督は当面金融庁が行う	✓担当先企業との癒着防止
エンフォースメント	保証業務実施者 行政 司法	✓虚偽証明を行った場合の課徴金 ✓Scope3など、不確実な情報に対するセーフハーバー・ルール ² の適用	✓保証業務者のコンプライアンス意識確保 ✓保証業務者に過度な責任を負わせないような制度設計

出所：金融庁各種資料より岡三証券作成

²いわゆるセーフハーバー・ルールとは、将来情報等について、記載した事項と実際の結果とに差異があった場合でも、一定の場合には「重要な虚偽記載等」は問われず、エンフォースメント(課徴金、刑事罰、民事責任)は課されないルール

4.SSBJ基準による開示を“成長ドライバー”に変える

これまでSSBJ基準の概要や最新論点を整理してきたが、サステナビリティ情報の開示を“成長ドライバー”に変えるためには具体的にどのような開示をすればいいのだろうか。多くの企業が抱える悩みの解決の一助となるために、本章では、金融庁が公開している「記述情報の開示の好事例集(サステナビリティ情報の開示)」(以下「好事例集」)を参照し、SSBJ基準の効果的な活用方法を探る。

好事例集では、投資家やアナリストで構成された有識者の意見を基に、企業に期待する主な開示のポイントや実際のサステナビリティ情報開示から他企業が参考にできる内容を抜粋して紹介している。直近2年間の公表資料を基に分析すると、投資家から高評価を受ける開示は以下の4つのタイプに基づく情報及び対応する具体的な施策が含まれていることがわかる。(図表4-1)

図表4-1 SSBJ基準による効果的な開示の4つのタイプ

	投資家が注目する項目	高評価企業の具体的な施策
財務への影響	<ul style="list-style-type: none"> ✓財務への影響に関する定量的な記述はあるか ✓非財務情報と財務情報のつながり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓気候変動に関する財務インパクトを定量的に開示 ✓リスク及び機会の発生見込時期、対策状況を表形式で記載
計画遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ✓経営陣のサステナビリティへの関与度 ✓関係部署との連携度合い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓監督と執行を明確に分けた上で図示して開示 ✓監査等委員の関与状況や、グループ内の連携・統制について記載
情報の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ✓第三者保証は行われているか ✓数字及び指標の定義や算定方法は明確か 	<ul style="list-style-type: none"> ✓第三者保証を受けていることの開示 ✓独自指標を定める際に、指標の定義を具体的に記載
情報の明瞭性	<ul style="list-style-type: none"> ✓シングルマテリアリティによる開示か ✓機械可読性 ✓開示情報の重複はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ✓画像ではなくテキストによる記述※ ✓統合報告書等の任意開示との重複回避 ✓企業価値に影響のある重要な情報のみを開示する※

※特定の企業の施策ではなく、金融庁が奨励している施策

出所：金融庁公表各種資料より岡三証券作成

一つ目の分類が、サステナビリティ情報の「財務への影響」である。投資判断との関連性が高い情報であるものの、前述の通りサステナビリティ情報は従来の財務情報と比較して不確実な要素が多いために企業としては適切な開示が難しい分野でもある。しかし、例えばScope1・2の測定と開示だけでは、投資家はそれが企業の財務にどの程度影響するのか判断できない。リスクと機会の財務インパクトを立体的に伝えるには、例えば、炭素税が導入された場合にどれほどの費用負担が生じるのか概算し開示するなど、定量的な試算を示すことが必要だろう。自社の開示が投資家に伝わるかどうかは、サステナビリティ情報の羅列ではなく、財務情報とのつながりを描いているかが決定的なポイントになる。

二つ目のタイプは「計画遂行能力」である。正確にサステナビリティ関連のリスクと機会を把握し、その対応策を示しているか、という観点に加えて、社内にその計画を実行できる体制とリソースが揃っているのかも投資家は厳しく見極める。計画の中身と実行力の二つが揃って初めて、開示情報は説得力を持つ。

三つ目は、「情報の信頼性」だ。第三者保証を受けていることを開示するのはもちろん有用だが、定量的な目標設定や財務への影響を示す場合、その算定方法を明記することも情報の信頼性を高める方法として考えられる。開示プロセスの透明性が高まるほど、開示情報への信頼も比例して高まる。

最後の分類として、「情報の明瞭性」を挙げる。投資家に適切かつ迅速に必要な情報を届けるため、余分な情報をそぎ落とし、分析しやすいフォーマットを採用する必要がある。例えば好事例集では、サステナビリティ関連のリスクや機会が企業に与える影響のみを記述するシングルマテリアリティの考え方に基づいて、投資判断に直結する情報を厳選して有価証券報告書では開示することが必要との指摘が見受けられた。他にも、表や図を使って説明する際に機械による文字の読み取りを容易にするため、画像ではなくテキストベースにすることが奨励されている。また、有価証券報告書で開示しきれない詳細情報については統合報告書に記載した旨を記し、サステナビリティに係るデータはESGデータブックとして集約することで重複開示を避ける取り組みも高評価を受けた。

SSBJ基準による開示は、以上4つの類型を意識して整理することで、その質を大きく高めることができるだろう。これまでサステナビリティ情報の開示について負担の側面が大きいと感じていたとしても、その先にいる投資家との対話を意識して行えば心強い成長ドライバーへと変わるはずだ。

5.おわりに

本稿では、2027年3月期の有価証券報告書からプライム上場企業を対象に順次義務化されるSSBJ基準によるサステナビリティ情報の開示をテーマに、その全体像と活用方法を概観してきた。義務化後も、SSBJ単独ではなく、金融庁をはじめとする関係機関を巻き込んだ制度設計が継続的に進む見通しであり、基準自体も運用を踏まえながら改善が進むとみられる。SSBJ基準と相互に整合性を確認しているISSB基準では現在、人的資本と生物多様性に関するテーマ別基準の策定が進展しており、これらが将来的にSSBJ基準へ組み込まれる可能性は高い。

一方、ESGに対する逆風が強まるなか、SSBJ基準への対応を企業の負担と捉える声も一部で根強い。しかし、開示義務化の対象となるプライム上場企業を中心に、SSBJ基準による開示が「企業価値向上のための戦略的ツール」と認識されれば、逆風の中でもSSBJ基準の活用は拡大するだろう。サステナビリティ情報がキャッシュフローに影響を与えると認められ始めている現状の中で、サステナビリティを重視した経営を行うことは幅広い投資家を引きつける有効な手段の一つであると考えられる。SSBJ基準がサステナビリティ経営を後押しする原動力となり、企業価値のさらなる向上、ひいてはサステナビリティ実現へのドライバーとなることに期待したい。

SDGs/ESGニュース

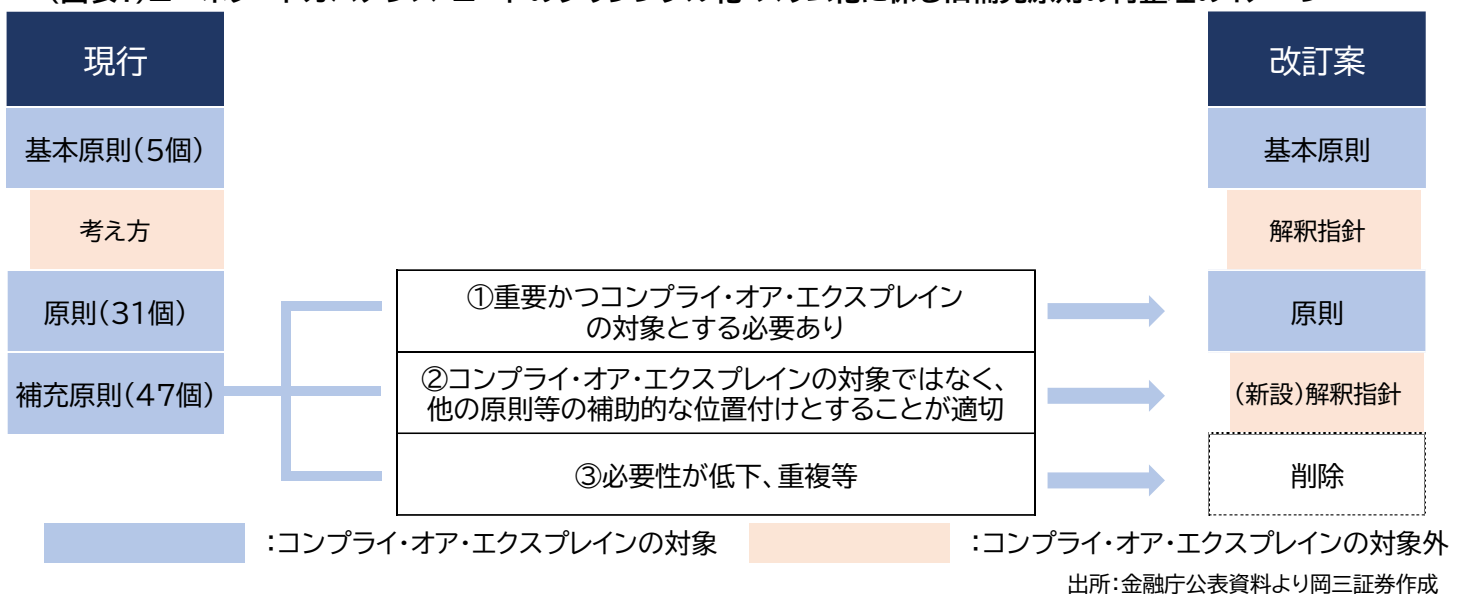
■ 金融庁、コーポレートガバナンス・コード改訂案を公表 プリンシプル化・スリム化へ

2月26日、金融庁は「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」を開催し、コーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表した。

改訂案の注目点はまず、コードの「プリンシプル化・スリム化」である(図表1)。これまでコンプライ・オア・エクスプレイン(実施するか、実施しない場合にはその理由を説明すること)の対象であった「補充原則」について、一部重要なものは「原則」に統合し、そうでないものは新設する「解釈指針」とするか、あるいは削除される。これにより、これまで一部形式的な対応のみが取られていた現状を改善し、企業の実質的な対応を促す狙いがある。

サステナビリティに関しては、これまで各原則に散らばっていた要素を統合し、「原則4-4.取締役会の役割・責務(4)サステナビリティをめぐる取組み」として整理される。多様性確保についても引き続き重要であると考えられており、現行「補充原則2-4①(中核人材の登用等における多様性確保、人材育成方針と社内環境整備方針)」が原則に格上げされる。

(図表1)コーポレートガバナンス・コードのプリンシプル化・スリム化に係る旧補充原則の再整理のイメージ



■ NZAM再始動を公表

2月25日、温室効果ガス排出のネットゼロ目標に沿った投資にコミットメントを示す資産運用会社の連合であるNZAM(Net Zero Asset Managers)が正式に再始動を公表した。

NZAMは、昨年1月に方針見直しを公表して実質的な活動を停止、10月に2050年までのコミットメントを削除して参加基準を緩和し、活動再開に向けて準備を進めていた。今回、支持声明を公表したアセットオーナーの数は50以上、その総資産は3.7兆ドルを超える。

NZAMは各加入者のネットゼロ目標と実施戦略の公的開示プラットフォームを提供する自主的なイニシアチブ。加入者は、クライアント及び受益者のために気候関連の金融リスクにどう対応し、低炭素経済への移行がもたらす機会をどう捉えるかを示すことが求められる。

<ご注意事項>

○本資料に記載の商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(株式(株式・ETF・J-REITなど)の売買取引の場合は約定代金(単価×数量)に対し、最大1.485%(税込み)(手数料金額が3,300円を下回った場合は最大3,300円(税込み))の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大2.3496%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客さまの購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.485%(税込み)の売買手数料となります。

2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

○お客さまの個人情報は、当社または関連会社、提携会社の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれらに関するサービスのご案内、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため、当社の利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、当社における個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は、当社ホームページ(<https://www.okasan.co.jp>)をご覧ください。ただし、このようなご案内が不要の場合は当社までお申し出ください。以降、当社からのご案内をお送りしないよう対処させていただきます。

(2025年12月改定)

商号等:岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会